

Palm Oil **Innovation** Group



A journey towards responsible palm oil

パーム油革新グループ監査指標 2016年3月改訂版

*注：各項の主要指標を赤で強調している

要件	指標
<p>1. 環境への責任</p>	<p>1.1.1. 新規農園の開発または既存農園の拡張に先立ち、HCV 評価に加えて、または HCV 評価の一部として、生物多様性、炭素貯蔵の保全、および地域社会のニーズを含む社会的配慮を結合した高炭素蓄積 (HCS) 森林アプローチを実施する。</p>
<p>1.1. 保護価値の高い (HCV) 地域 および炭素貯蔵量が大きい (HCS) 地域</p> <p>HCV 評価に加えて、高炭素貯蔵量 (HCS) アプローチを採用し、また、自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意を得るためのプロセスを導入することによって、パーム油生産の拡大と森林破壊の関係を断ち切る。このアプローチは 生物多様性と炭素貯蔵の保全、および社会的な配慮 (地域社会のニーズを含む) を組み合わせたものである。</p>	<p>1.1.2. HCS 森林区域を特定し、地図に示すこと。</p> <p>1.1.3. 2014年3月以降に保全地域として指定された HCS 森林区域ではいかなる植林も行わないこと。</p> <p>1.1.4. 地域社会の参加型の地図作製によって農園のライセンス期間全体の基本的な食料のニーズを満たすために必要な果樹園や将来の農地を特定し、地図に示し、それらを HCS 森林の候補地から除外すること。</p> <p>1.1.5. 指定された HCS 森林区域は、参加型土地利用計画および FPIC プロセス、ならびに HCV 区域、河川地区、泥炭地を含む総合的な土地保護計画の一環として積極的に保護されること。</p> <p>1.1.6. 地図を含む HCS 評価の報告書を公表すること。</p>
<p>1.2. 泥炭地</p> <p>泥炭を除去しないこと：すべての未開発の泥炭地 (泥炭の深さに関わりなく) は保護され、すべての排水、燃焼、および泥炭土壌の上への道路の建設は禁止される。泥炭地の保全：泥炭上に</p>	<p>1.2.1. 未開発の泥炭地 (泥炭の深さに関係なく) の区域に対して、開発または排水を行わないこと。</p> <p>1.2.2. 泥炭土壌上で火の利用や道路の建設を行わないこと。</p> <p>1.2.3. 泥炭土壌上に既存の植物がある場合、泥炭地のクリティカルな生態系を特定し、その回復に寄与する機会について評価を行うこと。</p>

<p>ある既存のプランテーションの地下水面は、泥炭の沈下と温室効果ガス排出の両方を最小限にするように管理される。泥炭地のクリティカルな生態系を徐々に復元するための戦略が採用され、鉍物土壌へ移植が優先される。これは「土地交換」を含む。</p>	<p>1.2.4. 上記の評価（1.2.3）の結果に基づき、期間を定めた、専門家による検討が行われた泥炭地回復戦略（「土地交換」を通じた鉍物土壌への移植を含む）が開発および実施されること。</p> <p>1.2.5. 既存の泥炭上の植物については、記録が示すところでは、適当な水管理構造のネットワーク（農場における堰、砂嚢など）および主排水路の放水地点における水門を通じて、地下水面は地下水ピエゾメーターの読取値で測定した場合に地面から平均 50cm の深さ（40～60cm）、または集水ドレンで測定した場合に地面から平均 60cm の深さ（50～70cm）に維持されている（基準 4.4 および 7.4）。</p> <p>1.2.6. 排水性評価の結果、アブラヤシの植え替えに適していない区域（栽培を継続した場合に GHG 排出が予想される区域を含む）が特定された場合、そのような区域の適当な再生または代替的用途のための計画が実施されること。評価の結果、GHG 排出、火災、洪水および（または）塩水浸入が発生する危険が高いことが判明した場合、栽培者は移植を中止し、再生策を実施すること。</p> <p>1.2.7. 企業の土地資産に含まれるすべての泥炭地（泥炭の深さに関わりなく）、クリティカルな泥炭地の生態系、植林されている泥炭地、および泥炭地回復の対象となる劣化したまたは植林されている区域に関する評価および地図を含む報告書を公開すること。</p>
<p>1.3. 温室効果ガス（GHG）に対する責任 企業はすべての排出源からの年間の GHG 排出量と、土地利用変化を除く GHG 排出量（CPO1 トンあたり）の削減目標の達成に向けた進捗について報告を公開する。</p>	<p>1.3.1. すべての GHG 排出源は、土地の利用および土地の利用以外の活動に関連するものを含めて RSPO のパーム油関連 GHG 評価方法または同等の方法を使って特定し、モニターすること。</p> <p>1.3.2. 土地の利用以外の活動に関連する GHG 排出量（CPO 1 トンあたり）の削減目標、および（または）CO2 換算での総排出量を削減する技術または手法の採用の目標を設定し文書化すること。</p>

	<p>1.3.3. すべての排出源からの年間 GHG 排出量、および 1.3.2 に記載した目標に向けた進捗に関する報告を公表すること。</p>
<p>1.4. 農薬の使用を最小限にすること 毒性が強く、生体内に蓄積され、難分解性の農薬を使用しないこと。これには FSC の「高度に危険」リストおよび SAN の禁止対象農薬リストに含まれる化学物質が含まれる。生産者は自然による雑草および害虫のコントロールと IPM を優先的に活用し、有毒な農薬の使用を避け、それを最終的な手段としてのみ使用することを追求すること。いかなる農薬の使用も完全な透明性が要求される。</p>	<p>1.4.1. 毒性が強く、体内に蓄積される難分解性の農薬(PBT)を使用しないこと。これは以下のリストに記載されている化学物質を含む：世界保健機構の区分 1A または 1B、ストックホルムまたはロッテルダム条約、FSC の「高度に危険」リスト、SAN の禁止対象農薬リスト、およびパラコート。</p> <p>1.4.2. 生産者は自然による雑草および害虫のコントロールと IPM を優先的に活用すること。</p> <p>1.4.3. 非常時における上記農薬の使用は、POIG 組織委員会の承認を条件に許容される。</p>
<p>1.5. 化学肥料 気候および環境への影響を抑制するために、生産者は化学肥料の使用を最小限にすることを追求し、「精密農業」、有機肥料を優先的に採用し、可能なら廃棄物を燐の原材料として利用すること。水の流路における燐と窒素のレベルをモニターし、公表すること。</p>	<p>1.5.1. 化学肥料の使用は最小限にすること。生産者は土壌の肥沃さを管理するために他の方法を優先的に使用していることを証明すること。</p> <p>1.5.2. 関係する水の流路におけるリンおよび窒素のレベルをモニターし、その結果、肥料の使用に伴って水中のそのような物質のレベルが上昇していることが判明した場合、企業は肥料の使用量および使用方法を調整すること。</p> <p>1.5.3. 水の流路における燐および窒素のモニター結果を公表する報告書に含めること。</p>
<p>1.6. GMO の禁止 管理区域における GMO の栽培は禁止される。</p>	<p>1.6.1. 管理区域における GMO の栽培は禁止される。</p>
<p>1.7. 水に対する責任 水の質と量は、水の使用の最小化および使用量</p>	<p>1.7.1. プランテーションおよび搾油工場における水の使用量、消費量、汚染をモニターすること。</p>

<p>の公開、汚染の除去、他の利用者との公平な配分、ならびに灌漑の集水レベルの影響に対する考慮を含む責任ある水管理によって保持される。</p>	<p>1.7.2. 水管理計画は、プランテーションおよび搾油工場による水の消費を最小化および（または）削減するための目標および措置を含むこと。</p> <p>1.7.3. プランテーションおよび搾油工場による水の消費を公表される報告書に含めること。</p> <p>1.7.4. 水の公平な利用に関する問題に対処するために、水管理業務の評価を関連する当事者の参加の下で実施すること。</p>
<p>1.8. 野生生物の保護と保全</p> <p>HCV 1～3 を判定するための総合的な生物多様性調査に基づいて、事業許可保持者は、その利用地内においてすべての希少、危惧または絶滅危惧種の保護と生存を保証することに加えて、利用地外の区域における野生生物の生存にも積極的に寄与する。</p>	<p>1.8.1. HCV 1～3 を判定するための総合的な生物多様性調査が実施された。</p> <p>1.8.2. すべての希少、危惧または絶滅危惧種のための管理計画は、管理区域外も含めてそれらの保護、生存および密猟防止のための行動を含むこと。</p> <p>1.8.3. RTE 管理計画は、管理区域外のコミュニティーによる伝統的な狩猟に配慮し、狩猟の影響を受ける RTF の保護および生存を達成するための具体的な活動を含むこと。</p>
<p>2. 地域社会とのパートナーシップ</p>	<p>2.1.1. 影響を受ける地域社会に対して、FPIC および紛争解決プロセスの各段階において独立的専門家の助言を利用可能にすること。</p>
<p>2.1. 自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意</p> <p>すべてのアブラヤシ開発において包括的なFPIC が得られ、それには特に以下の事項が含まれていること。彼ら・彼女らが自分たち居住地、土地、資源に対して、自分たちの地域社会の代表機関を通じてすべての法律的小および慣習的</p>	<p>2.1.2. 協議と交渉のプロセスは、現地における法的枠組に制約されないこと。</p> <p>2.1.3. 既存のプランテーションの取得または植え替えには、それらのプランテーションの建設時における FPIC プロセスの不備に起因する問題に対する救済措置を含めること。そのような問題がある場合には、プランテーションの建設前に存在していた HCV4、5 および（または）6 を特定するために参加型の調査を実施すること。</p> <p>2.1.4. 2014年3月以降、国益のための収用（土地収用）を通じて取得された土地においてプランテーションの開発は行われていない。</p>

<p>権利を保有することを全面的に尊重し、すべての関連情報および書類を公開し、独立的な助言を利用可能にし（資金の補助を含む）、プロセスを文書化し、長期間にわたる協議と交渉の双方向のプロセスを実施し、その中で地域社会は情報を提供され、開発に異議を唱えることも選択可能であり、現地における法律の枠組みに制約されないことを理解している。新規に取得された、すでに栽培が行われているプランテーション区域においては、プランテーションが建設された時点における FPIC の欠落に対して救済措置を講じること。国益のための収用（土地収用）を通じた土地取得は行わない。</p>	
<p>2.2. 食料安定確保</p> <p>先住民族および地域社会との間の FPIC プロセス、参加型の社会的影響評価、および参加型の土地利用計画の一環として、彼ら・彼女らの土地利用に関する選択肢および将来における食料安定確保のための選択肢を確保するために、食料安定確保が維持または強化される。これは食糧生産システムに対する地元の人々のコントロールおよび食糧生産システムの多様性を損なわないことが含まれる。土地の配分プロセスに</p>	<p>2.2.1. 既存のプランテーションの労働者、小自作農、先住民族および地域社会の食料安定確保が評価され、社会管理計画に含められること。食料安定確保の評価の範囲は、アブラヤシ生産の活動が関連する要件に及ぼす影響を含むこと。そのような要件には、土地、水、労働、インフラストラクチャーに関わる要件、および労働者、小自作農、ならびに影響を受ける地域社会における食料購入のための収入の創出と自給自足的食料生産の間の代替可能性が含まれる。</p> <p>2.2.2. 2014年3月以降、参加型の地図作成を通じて、1人当たり最低で0.5ha（家族単位で）を割り当て、食料安定確保のニーズに対応するために確保する。</p> <p>2.2.3. 地域の食料安定確保を維持または強化するために考案された措置が参加型計画の中に含まれること。それには土地割当プロセスの透明性の確保が含まれる。</p>

<p>において透明性が維持されること。</p>	<p>2.2.4. 評価および計画の中で特定されている措置が実際に導入され、効果的であることを証明すること。</p>
<p>2.3. 実効的な紛争解決 苦情や不服を処理し、当事者双方が満足できる方法で紛争を解決するために、小自作農、先住民、農村地域社会、その他の当事者に開かれた公平かつ責任のある、相互に合意され書面化された紛争解決システムが確立されること。このシステムは独立的な法律上および技術上の助言を受けるというオプション、申し立て側が自分を支持するまたはオブザーバーとして関与する個人または団体を選択する可能性、および第三者の仲裁者を指定するオプションを含む。</p>	<p>2.3.1. 苦情および不服を処理するために相互に合意され、文書化されたシステムが、影響を受けるすべての当事者に公開されること。 2.3.2. このシステムは明確かつ既知の手続きと、各段階のおよその時間枠を提供する。 2.3.3. このシステムは苦情の当事者に苦情処理の進捗を継続的に通知する。 2.3.4. このシステムは以下のオプションを含むこと。a) 独立的な法律上および技術上の助言を受け、b) 地域社会自身が選んだ代理人からの支援、および c) 第三者による仲裁。 2.3.5. 紛争が発生した場合に、紛争解決メカニズムが活用され、結果が紛争当事者を含めて相互に合意されたとみなされることを証明すること。 2.3.6. 紛争解決メカニズムの活用による結果および救済策が国際的に承認されている人権と両立することを証明すること。</p>
<p>2.4. 社会的条件 パーム油の生産が人権侵害をもたらしたり、社会紛争の契機になったり、「土地強奪」を引き起こすことがないことを保証し、住宅、医療、教育、女性のエンパワーメントを含む社会的平等に関わる重要な問題に取り組むために、定期的なモニターを伴う包括的な社会的プログラムが導入されていること。</p>	<p>2.4.1. 社会影響評価と影響回避または軽減のための計画は、想定される人権侵害、社会的紛争、土地強奪の問題を包括していること。 2.4.2. 社会影響評価と影響回避および軽減のための計画は、住宅、医療、教育、女性の雇用など、社会的平等に関わる主要な問題を取り上げていること。</p>
<p>2.5. 労働者の権利 パーム油生産者は、ILO の「ディーセントワー</p>	<p>労働契約条件 2.5.1. 企業によって実施される中核的業務はすべて正規のフルタイム雇用を用いるこ</p>

<p>ク」のための要件や、児童労働・強制労働・奴隷労働、結社の自由、差別の禁止に関する中核的条約を尊重すること。</p>	<p>と。臨時、一時、日雇いの雇用は純然たる一時的または季節的業務に限定され、全労働者の 20%を超えないこと。</p> <p>報酬</p> <p>2.5.2. 企業によって直接に雇用されているか民間人材派遣業者を通じて間接的に雇用されているかに関わらず、すべての労働者に対する生活賃金の査定が信頼できる方法によって実施されること。</p> <p>2.5.3. 賃金は、法定通貨または小切手で労働者に定期的に、期日通りに、直接に支払われること。</p> <p>2.5.4. 賃金の前払い、貸付け、および控除は、それらが適法であることを保証し、詐欺、不正、および債務奴隷を防止するために厳格にモニターされること。</p> <p>2.5.5. 臨時、一時、日雇い、移民を含むすべての労働者は、適用法に従って健康保険、年金、社会保障を含むすべての報酬および手当を提供されること。</p> <p>労働時間と休暇</p> <p>2.5.6. 通常の週労働時間は残業を除いて 48 時間を超えてはならず、労働者は連続する 6 日間のうち少なくとも 1 日の休暇を取得する権利がある。法律で許可された時間を超える残業は禁止され、労働者はすべての時間外労働が自発的であることを報告する。</p> <p>2.5.7. すべての労働者には、法定の公休日、および有給休暇、育児休暇、忌引き、病気休暇を含む適用法に定める期間の休暇が与えられる。</p> <p>2.5.8. 労働時間が現地の法律、規則または団体協約によって許容されている最長時間、もしくは 48 時間のいずれか短い方を超えない（上記 2.5.5 に準拠する）ことを証明する記録を保持すること。</p> <p>児童労働</p>
--	---

	<p>2.5.9. 児童労働を禁止し、適用法に準拠する雇用最低年齢を規定する明確な方針およびコンプライアンス・システムを確立すること。</p> <p>2.5.10. 法律によって就労が認められているが義務教育法の適用対象である若年労働者は、授業時間外にのみ就労すること。</p> <p>2.5.11. 企業は、国内法規に基づき、または、事情によっては国内法規を上回る基準に従って、作業現場において若年労働者に対して禁止されている危険を伴う活動や役割の最新のリストを保持すること。</p> <p>強制労働または奴隷労働</p> <p>2.5.12. 人材募集業者、雇用斡旋企業、または使用者が労働者に対して直接または間接的に募集または雇用斡旋の手数料もしくは費用を請求することがないこと。そのような料金が請求されたことが判明した場合、労働者には支払われた総額が償還される。</p> <p>2.5.13. パスポート、その他の政府発行の身分証明書、および個人の有価物を使用者、第三者の人材募集または雇用斡旋業者が差し押さえることは方針の中で厳格に禁止され、実際にモニターされている。</p> <p>2.5.14. 生産者と搾油工場は、強制労働、人身売買、児童労働のリスクを特定し、それに対処するための措置を講じるために自社のFFB供給チェーンのリスク評価を実施すること。</p>
<p>2.6. 小自作農への支援</p> <p>小自作農との契約は公正かつ透明で、責任のあるパートナーシップを基礎としていること。小自作農は、経済的、社会的および環境上の成果を改善できるよう支援され、それには生産性を</p>	<p>2.6.1. 以下を含む小自作農支援プログラムを文書化し、モニターすること： a) 小自作農の生産性を地域における同等条件での生産性基準まで、および企業のプランテーションと同等の生産性という目標まで引き上げるための措置、b) 財務管理および予算管理に関連する支援、c) 物流、FFB処理、市場アクセスの改善に関連する支援。</p>

<p>地域における同等条件での生産性基準まで、および企業の中核的なプランテーションと同等の生産性という目標まで引き上げることが含まれる。生産性における成果は、地域社会の食料安定確保を脅かしたり、追加的な環境への影響をもたらすような規模拡大なしに達成されること。支援には財務管理、予算管理、物流およびFFB 処理、グループ認証等による市場アクセスの改善が含まれる。企業は小自作農に提供した支援に関して報告を作成すること。</p>	<p>2.6.2. 小自作農支援プログラムの実施の進捗状況を公開の報告書に含めること。</p> <p>2.6.3. PIR 参加小自作農の割合 (%)、独立小自作農の割合 (%)、およびそれぞれにおける RSPO 認証を有する各小自作農の割合 (%) を報告すること。</p> <p>2.6.4. 各搾油工場の供給チェーンにおいて特定された独立小作農を対象として、当該搾油工場が認証を取得してから 3 年以内に、グループ認証計画を開発し、独立小作農が認証を取得して POIG 認証に向けて進むのを支援すること。</p>
---	---

<p>3. 企業および製品の誠実性</p>	<p>3.1.1. すべての形態の汚職を禁止する倫理方針を公開すること。</p> <p>3.1.2. 倫理方針は下記を取り上げていること： a) 汚職、b) 利益供与、c) 贈答および歓待のガイダンスおよび手続き、d) 政治献金の開示、および e) 慈善のための寄付および助成金に関する指針、f) 公正な企業行動の尊重、g) 適用される規制および受け入れられている業界慣行に基づく適切な情報公開、h) 既存の汚職防止のための法規の順守。</p>
<p>3.1. 腐敗一掃と透明性</p> <p>生産企業は、事業許可の取得時および事業実施中を含めて、いかなる形態の汚職も禁止し、汚職防止法規の確立をサポートし、そのような法規が存在する地域においてはそれを 順守する旨のコミットメントを公表すること。汚職防止法規が存在しない場合、生産企業はそのほかの、事業活動の範囲と規模、および汚職のリスクに応じた汚職防止措置を導入すること。</p>	<p>3.2.1. 12 カ月以内にすべての搾油工場は、FFB の生産場所 (少なくともその GPS 座標)</p>
<p>3.2. トレーサビリティ</p>	

<p>憲章へのコミットメントから 12 カ月以内に、すべての供給品が企業のプランテーションおよび他の供給元の農場から搾油工場まで完全に追跡可能であること。各関係者は、供給チェーン内のその管理下にある部分におけるトレーサビリティと、その供給チェーン・パートナーに関する透明性に責任を負うこと。</p>	<p>を特定するトレーサビリティ・システムを導入すること。</p> <p>3.2.2. 憲章へのコミットメントから 24 カ月以内に、メンバーである生産者の管理下の搾油工場は、既知のまたは特定された生産地からの FFB のみを調達し、違法な生産地から調達しないものとする。</p> <p>3.2.3. 憲章へのコミットメントから 24 カ月以内に、企業は供給されるすべての FFB が POIG の指標に適合するように、期限付きの計画を導入し、適合しない独立小作農の適合化のために行った努力を記録すること。</p>
<p>3.3. 社会、労働、環境に関わる実績に関する報告</p> <p>Global Reporting Initiative (GRI) または同様のアプローチを用いて、企業の社会、労働、環境に関わる実績 (POIG 憲章に記載する要素を含む)、および企業がどのようにその持続可能なシステムの適切な管理を実証しているかを公開すること。</p>	<p>3.3.1. 公開の持続可能性報告書は、少なくとも 2 年ごとに作成し、少なくともこの憲章との適合に関連するすべての問題を扱っていること。これは関連する RSP0 指標および追加の POIG 指標を含む。</p> <p>3.3.2. 公開の持続可能性報告書は、GRI 持続可能性報告書のガイドライン (または同等のアプローチ) に従って、当該企業における持続可能性システムのガバナンスに関連する詳細情報を含むこと。</p>
<p>3.4. RSP0 認証と企業の事業活動</p> <p>生産者は憲章へのコミットメントの時点でそのプランテーションの 50%以上が RSP0 認証を取得しており、その後 2 年以内にこの割合が 100%に到達することを確約すること。これはすべてのパーム油事業、子会社、既存プランテーションの買収、第三者からの原料アブラヤシの購入を網羅する。代わりに、小規模独立生産者</p>	<p>3.4.1. この憲章へのコミットメントの時点で当該企業のプランテーションの 50%以上が RSP0 認証を取得している。</p> <p>3.4.2. POIG のメンバーになってから 24 カ月以内に、当該企業のプランテーションおよび搾油工場の RSP0 認証取得が 100%に到達すること。</p> <p>3.4.3. 新規に取得したプランテーションが、取得から 24 カ月以内に RSP0 認証を取得すること。</p> <p>3.4.4. POIG 憲章に署名してから 24 カ月以内に調達する FFB の RSP0 認証取得が 100%に到達するように方針を作成し、その進捗をモニターすること。独立小自作農につ</p>

<p>のために完全な RSP0 認証を取得することもできる。</p>	<p>いては、受け入れ可能な代替方法を指定してもよい。</p>
<p>3.5. 責任のある供給チェーン 生産者は憲章へのコミットメントから 12 カ月以内に、その事業、子会社、既存プランテーションの買収の全体にわたり、第三者からの FFB を含めて、独立的に検証し、この憲章との適合を報告すること。</p>	<p>3.5.1. 憲章へのコミットメントから 12 カ月以内に、POIG 指標との適合の独立的検証を実施すること。</p> <p>3.5.2. 最初の検証の後、POIG 指標を含む憲章の要件との適合の独立的検証を毎年実施すること。</p> <p>3.5.3. 監査報告書を POIG ウェブサイト上で公開すること。</p>